

# 1 身体障害者障がい程度等級表

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそし ゃく機能 の障がい	肢 体 不 自		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢	体 幹
1 級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう以下も同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの
2 級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい					
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
上肢機能	移動機能						
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの

級 別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそし ゃく機能 の障がい	肢 体 不 自		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢	体 幹
3 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能の著しい障がい 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 1下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの）		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障がい	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちのいずれか1関節の機	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい					
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
上肢機能	移動機能						
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそし やく機能 の障がい	肢 体 不 自		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢	体 幹
4級		2 両耳による普通の話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの			<p>能を全廃したもの</p> <p>4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の四指の機能の著しい障がい</p>	<p>4 1下肢の機能の著しい障がい</p> <p>5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>	

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい					
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
上肢機能	移動機能						

級 別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそし やく機能 の障がい	肢 体 不 自		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢	体 幹
5  級	<p>1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p>		平衡機能の極めて著しい障がい		<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい</p> <p>2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか1関節の機能の著しい障がい</p> <p>3 1上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 1上肢のおや指の機能を全廃したものの</p> <p>5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障がい</p>	<p>1 1下肢股関節又は膝関節の機能の著しい障がい</p> <p>2 1下肢の足関節の機能を全廃したものの</p> <p>3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さ15分の1以上短いもの</p>	体幹の機能障害の著しい障がい

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい					
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
上肢機能	移動機能						
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの						



級 別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそし やく機能 の障がい	肢 体 不 自		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢	体 幹
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能に著しい障がい	
7 級					1 1上肢の機能の軽度の障がい 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 1下肢の機能の軽度の障がい 3 1下肢の股関節、膝	

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい					
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
上肢機能	移動機能						
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの						
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの						

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 又はそし やく機能 の障がい	肢 体 不 自		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢	体 幹
7					の軽度の障がい 3 1上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障がい 5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障がい 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級うえの級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は6級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する等級がある場合については、障がいの程度を 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第 5 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上腕においては腋窩より、大腿において 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい					
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
上肢機能	移動機能						
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの						

だし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。

勘案して当該等級より上の等級とすることができる。

1 指骨間関節以上を欠くものをいう。

対抗運動障がいを含むものとする。

は坐骨結節の高さより計測したもの) をもって計測したものを言う。